

平成19年3月14日

国立大学法人筑波大学

本学職員の懲戒処分について

本日（平成19年3月14日）付けで、本学職員を懲戒処分として解雇しましたので報告いたします。

本学東京キャンパス（東京都文京区）において、会計事務を担当していた職員が、平成15年6月頃から平成18年3月までの間、大学の建物の一部を貸与している団体等から光熱水料として受領した現金、及び物品の購入代金の支払業務において、預金通帳と銀行取引印を無断で使用して大学の預金口座から引き出した現金を着服していたことが、本学の調査により判明しました。

着服した現金は、本人が遊興費等として使用しており、本不正行為に係る被害総額は約2,000万円に達する見込みです。

本学では、平成16年4月の法人化以降、新たな会計基準に対応した事務処理体制や本部集中支払体制の構築などをはじめとし、コンプライアンスの推進や監査体制の整備にも取り組んできたところではありますが、このような不正行為が発生したことは誠に遺憾です。

この度の事態を重く受け止め、現金収納事務の見直しと管理体制の強化により再発を防止するとともに、コンプライアンスの徹底と監査の強化を行い、全学をあげて業務の適正性と信頼性の確保に努める所存です。

問合せ先：筑波大学総務・企画部広報課

電話：029-853-2061